

## 平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第 3 外部監査の結果

#### II 各論

#### II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

#### 3 - 2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について

#### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑧ プレジャーボートの停泊問題について【スポーツ振興財団・スポーツ振興課】（報告書 P106）</p> <p>B 社が保有するプレジャーボートについて、平成 20 年以降係留を許可した後に、当該艇が稲毛ヨットハーバー安全運用規程第 2 条における舟艇の定義に合わないことが明らかになり、係留の可否が問題となった。同規程では、「舟艇」とは、エンジン付きの場合、「監視協力艇及び監視救助艇」に限定されている。これについて、スポーツ振興財団内部で、係留してはいけないという規定もないこと及びスポーツ振興財団の自主事業の事業協力艇としての役割を持たせることで、事業運営および収益性の両面から有益と判断し、平成 26 年 4 月 1 日付で覚書を締結、係留を許可している。なお、平成 25 年度については利用料金を収受しているものの、文書による覚書は締結していない。</p> <p>当該艇は、実際には監視協力艇または監視救助艇としての役割を果たしておらず、安全運用規程違反である。</p> <p>今後はこのような係留用浮棧橋に空きが生じた場合の活用に備えて安全運用規程を改訂されること及び法律的な問題が生じた場合には専門家に事前に相談して利用者によって不公平感のあるような運用にならないよう適切に対応されたい。</p>	<p>プレジャーボートの停泊問題については、当該艇の所有者、稲毛ヨットハーバーで活動している青少年育成団体及びスポーツ振興財団の三者で協議を行い、平成 28 年 4 月 1 日付けで青少年育成団体が使用する監視協力艇及び監視救助艇として係留を許可した。</p> <p>なお、安全運用規程の改訂については、航行区域内の安全確保を図るため行わず、今後は原則どおり安全運用規程の定義に合わない舟艇の係留を許可しないこととした。</p>